

広域物資輸送拠点の代替拠点の開設等に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と四国福山通運株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における国等からの緊急物資（以下「支援物資」という。）の受入れ、保管及び被災市町村等への搬出を行う広域拠点（南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（中央防災会議幹事会）における、国からのプッシュ型支援用物資の受入れ拠点をいう。以下同じ。）の代替拠点（乙又は乙の関係団体が所有する施設のうち第2条の規定により乙が提供を承諾した施設をいう。以下「民間物資拠点」という。）の開設及び業務支援に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、南海トラフ巨大地震等の大規模な災害が発生し、支援物資の物流に係る業務を適正かつ円滑に行うため、民間物資拠点を運用するために必要な手続き等について定めるものとする。

（民間物資拠点の開設等）

第2条 甲は、乙に対し、大規模な災害の発生により国等からの支援物資を安定的に避難者へ供給するために民間物資拠点の開設が必要と判断した場合は、民間物資拠点開設の可否の確認を行う。

2 乙は、前項の確認を受けてから、速やかに民間物資拠点開設の可否を判断し、甲に回答する。

3 甲は、乙から民間物資拠点の開設が可能との回答があった場合、速やかに民間物資拠点の開設を行う。

4 甲は、民間物資拠点において、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 支援物資の受入

(2) 民間物資拠点における支援物資の在庫管理、仕分け及び保管等

(3) 市町村が指定する地域内輸送拠点又は各避難所に輸送する支援物資の搬出

(4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めるもの

5 乙は、民間物資拠点において、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 甲に対して支援物資の受入場所の指示

(2) 民間物資拠点における作業補助

(3) 前各号に掲げるもののほか、乙が必要と認めるもの

6 甲が拠点業務の必要性が低下したと判断した場合又は乙が事業再開等の目処が立った場合に、民間物資拠点を閉鎖するものとする。

（支援の要請）

第3条 甲は、拠点業務を行うにあたり、必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる内容を要請するものとする。

(1) 民間物資拠点の開設のための事前準備

(2) 拠点業務を行うために必要なスペースの確保

(3) 拠点業務に必要な人員及び機材の提供

(4) 拠点業務の実施

(5) 前各号に掲げるもののほか、前条第4項各号に掲げる業務に関し、甲が必要と認めるもの

（要請の手続き）

第4条 前条の規定による要請は、広域物資輸送拠点施設開設等要請書（別記様式第

1号。以下「要請書」という。)により行うものとする。ただし、緊急時等、文書による要請が困難である場合には口頭により要請し、その後、遅滞なく要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、広域物資輸送拠点施設開設(予定)通知書(別記様式第2号。以下「通知書」という。)により回答する。ただし、文書による回答が困難である場合には口頭により回答し、その後、速やかに通知書を提出するものとする。

(拠点業務の実施)

第5条 乙は、前条第1項に規定する要請を受けたときには、速やかに民間物資拠点の開設準備及び拠点業務の支援を行うものとする。ただし、乙が被災等により要請に応じることが困難な場合は、この限りでない。

(経費の負担)

第6条 拠点業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の算出方法については、次の各号に掲げる災害発生直前における通常の料金(価格)を参考として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 民間物資拠点における施設使用料
- (2) 人件費
- (3) 支援物資の搬入出に係る機材の使用料

(経費の請求)

第7条 乙は、実績報告書兼請求書(別記様式第3号)により、甲に業務実績を報告するとともに、要した経費を請求する。

2 甲は、前項の報告及び請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に経費を支払うものとする。

3 第1項の請求の時期等については、甲乙協議して決定するものとする。

(事故等の報告及び補償)

第8条 乙は、第3条に規定する支援に際し、事故等が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

2 前項の事故等により、甲に対する支援を行った者が、その者の責めに帰することができない理由により死亡し、若しくは負傷したとき、又は当該業務に起因する疾病にかかったときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(平成10年高知県条例第3号)の例により、甲がその損害を補償するものとする。ただし、当該対象者が、同一事故等において、他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、その補償の限度において、この協定による補償を行わない。

(連絡責任者等の指定)

第9条 支援要請の手続き及び拠点業務を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者(以下「連絡責任者等」という。)を定め、相互に文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(災害時における情報提供)

第10条 甲及び乙は、大規模な災害発生後は直ちに連絡を取り、関連施設の被災状況や要請の可能性等について、相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

(秘密の保持)

第11条 甲及び乙は、拠点業務により知ることができた秘密を他人に漏らし又は利用してはならない。業務が終了した後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 当協定の内容に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第13条 この協定の効力は、協定締結の日の午前零時から生じるものとし、甲及び乙の協議により効力を失わせる決定をしない限り、その効力は存続するものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年3月27日

甲

高知県知事

乙

四国福山通運株式会社
代表取締役社長

別記
様式第1号（第4条第1項関係）

年 月 日

〇〇（社名）
代表 〇〇 様

高知県知事

広域物資輸送拠点施設開設等要請書

災害時における広域物資輸送拠点としての開設等に関する協定書第4条第1項の規定により、広域物資輸送拠点としての開設準備及び拠点業務の支援を要請します。

1 開設準備要請施設

名称：

住所：

2 開設予定期間

年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）

別記
様式第2号（第4条第2項関係）

年 月 日

高知県知事 様

〇〇（社名）
代表 〇〇

広域物資輸送拠点施設開設（予定）通知書

災害時における広域物資輸送拠点としての開設等に関する協定書第4条第2項の規定により、下記のとおり広域物資輸送拠点の開設を承諾します。

1 開設（予定）施設

名称：

住所：

2 開設期間

年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）

3 処理能力等（利用可能なスペース・能力を記載）

要員	作業員 名、事務員 名
保管可能スペース	m ²
駐車可能スペース（トラック）	m ² （10t：約 台、4t：約 台）
駐車可能スペース（職員）	m ² （約 台）
使用可能機材	フォークリフト 台 ・ パレット 枚 その他（ ）
その他	

4 その他参考となる事項

別記
様式第3号（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

〇〇（社名）
代表 〇〇

実績報告書兼請求書

災害時における広域物資輸送拠点としての開設等に関する協定書第7条第1項の規定により、下記のとおり業務支援等の実績を報告するとともに、経費を請求します。

1 請求金額

金 円
（ 年 月 日から 年 月 日までの拠点業務の支援に伴う経費）

2 内 訳

費 目	単 価	単 位	数 量	金 額	備考(積算根拠等)
支援物資の受入れ等に係る経費					
連絡調整経費					
人件費					
電話料その他諸経費					
業務作業					
人件費					
施設利用料					
駐車場使用料					
フォークリフト等使用料					
その他諸経費					
支援物資の管理・保管に係る経費					
保管料(保険料含む)					
保管器具使用料					
その他諸経費					
合 計					

所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
上記の内容が確認できる資料等を必要に応じ提出すること。